

2021
10
October



CLIENT

No.352



税務トピックス

- ・＜消費税＞インボイス制度 / 適格請求書発行事業者の登録申請と事前準備

P1

税務トピックス

- ・＜消費税＞インボイス制度 / クリニックへの影響

P2

税務トピックス

- ・＜税制改正＞人材確保等促進税制

P3

弊法人からの連絡事項

- ・最低賃金の引き上げについて

P4

弊法人からの連絡事項

- ・設備投資のご予定について
～10月15日（金）までにご回答ください～

P5

弊法人からの連絡事項

- ・自治体独自の「月次支援給付金」
対象期間の拡大・変更について

P6

弊法人からの連絡事項

- ・令和3年の年末調整の変更ポイントは？

P7



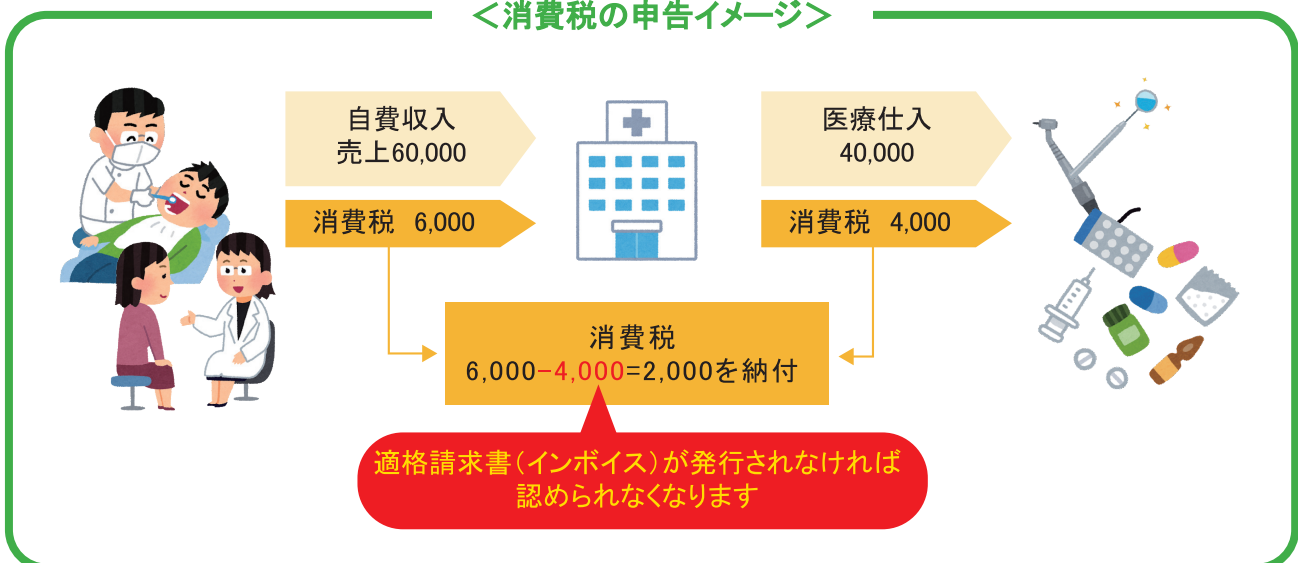
2023年（令和5年）10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。課税事業者として消費税の申告をされてきた医院はもちろんのこと、これまで免税事業者として消費税の申告にはあまり関わりのなかった医院も含め、**全ての事業者が影響を受ける大きな改正**です。

インボイス制度とは？

買い手が仕入れに係る消費税について、仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書（インボイス）等の保存を義務付ける制度です。

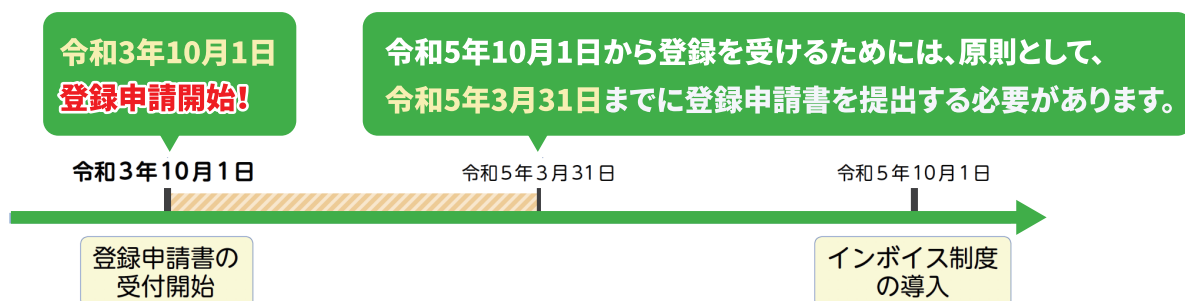
消費税の申告は売上時に「預かった消費税」から、仕入れ時に「支払った消費税」を控除（仕入税額控除）し、申告と納税を行います。今後は税務署長に申請して登録を受けた「適格請求書発行事業者（課税事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が消費税の仕入税額控除の要件となります。

<消費税の申告イメージ>



スケジュール

適格請求書（インボイス）を交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。登録申請は2021年10月1日から開始されます。



出典：国税庁「事業者の方へ 消費税インボイス制度 令和3年10月1日から登録申請書受付開始！」

免税事業者である医院への影響

今後も課税売上が1,000万円以下であれば免税事業者として消費税を納税することはありませんが、免税事業者である医院は消費税を徴収することができず、適格請求書（インボイス）の交付ができません。

集団企業健診、自由診療、各種物販を行っている医院は相手からインボイス発行を依頼されても対応できません。インボイスを発行できる課税事業者の医院に委託先を変更されてしまう、また税抜価格での取引を求められることが考えられます。

リスクを回避するため、インボイスを発行できるよう**適格請求書発行事業者として登録を行うと、課税売上が1,000万円以下であっても課税事業者になります。インボイスを発行できる＝消費税の申告と納税義務が生じる**ということになります。



すでに課税事業者である医院への影響

原則課税の場合

今までは仕入先が免税事業者か、課税事業者か気にせずとも取引自体が仕入税額控除の対象であれば控除の計算が可能でした。今後は相手が免税事業者の場合は「インボイス」を受け取れませんので、仕入税額控除の対象外となります。

取引先に免税事業者がいないか、今後の取引をどのように継続するかを確認する必要があります。特に個人歯科技工所、個人薬剤師、麻酔医、矯正歯科当への外注費など小規模な取引先で、令和5年10月以降も免税事業者でインボイスの交付ができない相手は仕入税額控除の対象外となり、医院としては消費税の納税額が上がる要因になる可能性があります。

激変緩和の観点から経過措置が導入されます。

- ・ 令和5年10月から6年間は一定割合が仕入税額控除可能です。
→令和5年10月～令和8年10月：80%控除／令和8年10月～令和11年10月：50%控除
- ・ 令和11年10月からは完全に控除不可となります。

また、経費書類の管理では「インボイス」を確認、保管をする事務負担が増えることになります。相手によってはインボイス交付をその都度お願いする必要も出てくると思われます。

簡易課税の場合

消費税簡易課税制度を選択されている医院は、課税売上高に基づき税法により定められた方法で、合理的に仕入税額を算定し納税額を求める方法が取られていることから、仕入税額をインボイスによって計算する必要はありません。受け取った請求書や領収書、レシートが「インボイス」であるか気にする必要はないと言えます。

新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられる制度です。

◆ **令和3年度税制改正**

個人クリニック・歯科診療所等も対象となりました

従来の大企業向け「賃上げ・投資促進税制」が大幅に見直されました。
設備投資要件を廃止し、適用対象は**青色申告書を提出する全企業**に広げられました。



◆ **適用要件**

- ・ **令和3年4月1日から**令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度である



乙欄ドクターは対象となりません

- ・ 新規雇用者給与等支給額（※）が、前年度より2%以上増えている
※新規雇用者給与等支給額 — 新規雇用者のうち、**雇用保険の一般被保険者**に対して雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額



- ・ 雇用者給与等支給額（※）が前年度より増加している
※雇用者給与等支給額 — 適用年度における、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額



適用の可能性があります 控除対象新規雇用者給与等支給額の**15%を税額控除可能** ※上限あり

例： 個人クリニック ～ 令和4年分の確定申告 ～

新規雇用の状況

- ・ 令和3年 4月 受付採用1名(A)雇用保険加入者（令和2年は新規採用なし）
- ・ **令和4年10月** ドクター採用1名(B)雇用保険加入者

新規雇用者への給与等支給額

	前年度(令和3年度)												適用年度(令和4年度)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
(A)				← 150万円 →									← 50万 →												
(B)																								150万	

新規雇用者給与等支給額 **150万円(a)**

新規雇用者給与等支給額は **200万円(b)**
(前年(a)比2%以上増加している)

その他の状況

- ・ 雇用者給与等支給額の増加額(前期比)は **350万円(c)**
- ・ 令和4年分の所得税額は **500万円(d)**

税額控除の計算

200万円 × 15% = **30万円** --- **税額控除額** (上限は100万円(所得税額(d)の20%))

(b') **控除対象** 新規雇用者給与等支給額

--- 雇用保険の一般被保険者に限りません(雇用安定助成金額は控除する必要があります)

※(b') **控除対象新規雇用者給与等支給額** > (c) **雇用者給与等支給増加額** の場合は、(c)に15%を乗じます。

人材確保等促進税制 と 所得拡大促進税制 の併用はできません

上乗せ要件等もありますので詳しくは担当までお問い合わせください

10月より適用となる最低賃金の改定額が公表されました。

今年は全都道府県で引き上げが実施されます。クリニックのある都道府県の最低賃金を採用する必要があります。今年の最低賃金額の上げ幅は過去最大となっております。10月の給与計算では注意してご確認をお願いいたします。

都道府県名	地域別最低賃金時間額	
	9月まで	10月より
東京都	1,013円	1,041円
神奈川県	1,012円	1,040円
埼玉県	928円	956円
千葉県	925円	953円
茨城県	851円	879円
静岡県	885円	913円

最低賃金以上の金額を支払わない場合、労働者との合意があったとしても「違法」とみなされますので、最低賃金法では50万円以下、労働基準法では30万円以下の罰金となることがあります。試用期間中も例外ではありません。最低賃金を下回っていた場合は従業員へ差額分を支給する必要があります。

注意点



最低賃金のチェック方法

①時給の場合

時間給 ≥ 最低賃金額

②日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額

③月給の場合

月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額（労働時間を月176時間として）

※月給は通勤手当、時間外手当、皆勤手当を除きます。

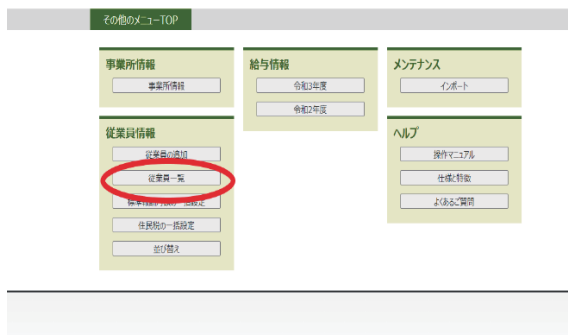
※1か月の平均所定労働時間（365日-年間所定休日数）×1日の所定労働時間数 ÷ 12か月

東京都の場合

①時給 1,041円以上

②日給 8,323円（労働時間1日8時間として）

③月給 183,215（労働時間月176時間として）



※楽しい給与計算ですと「その他のメニュー」→「従業員情報」より計算機の時間給を設定すると確認、計算が便利です。

2022年・2023年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、
10月15日(金)までに回答をお願いします。

FAX 03-3593-3245

設備投資に関するお問合せ

期限 2021年10月15日(金)

※本年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いいたします。

①購入価格又はリース総額が1,000万円以上の器材、又は車の購入予定
②器材、又は車の売却予定
③診療所の改装、又は移転の予定
④自宅の購入、又は買い替えの予定

〔記載例〕			
ユニット買換え 2台	400万～500万円	2022年	ゴールデンウィーク頃
レセコン リース	300万円位		夏頃
車買換え	500万円位		秋頃
改装	600万円位	来年	正月休み中
自宅を購入予定	金額未定	2023年	年中に購入予定

2022年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

2023年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

○ 予定している場合には恐れ入りますが(日割、金額、時期等)をお知らせ下さい。

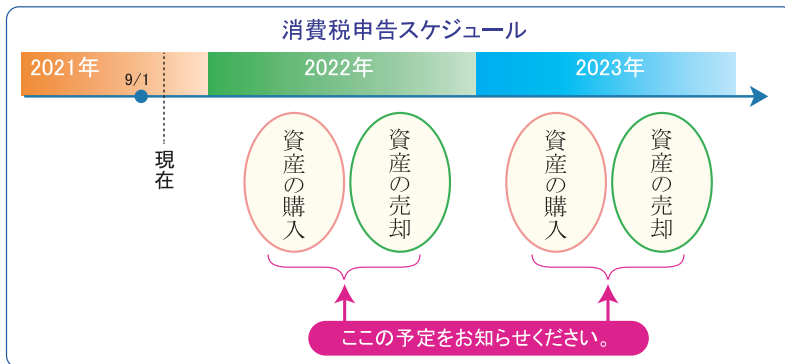
日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング333階
TEL 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

FAX 03-3593-3245

注意点

医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

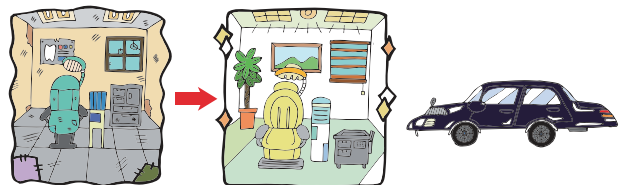
簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2022年・2023年の設備投資についてご予定をお知らせください。



医院の改装や移転・資産の購入

医院の改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。



自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3593-3237

9月号にてご紹介致しました東京都月次支援給付金の対象期間が7・8月も追加となりました。また、給付内容が変更になりましたのでご案内致します。

売上要件

令和元年もしくは令和2年の対象月の同月と比較し、30%以上減少していること。

※50%以上減少されている方の場合、**必ず国の月次支援金の受給を受けていること**が要件となります。国の月次支援金の申請を過ぎてしまいますと東京都の申請もできなくなりますので、十分ご注意ください。

対象月と申請期限について

令和3年4・5・6月：令和3年10月31日（日曜日）

令和3年7・8月：令和4年1月14日（金曜日）



月次資料について

弊法人では対象となるクライアント様へご連絡させて頂いております。

判定には月次資料が必要となります。お早めに月次資料をお送り頂きますようお願い致します。

※8月分資料は、10月15日（金）まで、9月分資料は11月5日（金）までにお願ひ致します。

期日以降での受領となりますと、弊法人での判定ができない場合がございます。

給付上限について

令和3年7・8月分のみ給付額が一部変更されました。4・5・6月は、従来通りです。（括弧内の金額は個人事業者等です）

売上減少率	50%以上	30%以上50%未満	6・7月又は7・8月連続 30%以上減少
支給上限額 ※①と②のうちいずれか 少ない金額	①対象月の売上減少額 －国の給付額 ②10万円（5万円）／月	①対象月の売上減少額 ②10万円（5万円）／月	15万円（7.5万円）／月 ※①の要件は左のとおり

● 今回の変更点について

①4・5・6月分は国の給付金を受け取っている場合、支給上限が5万円（2.5万円）／月でしたが、7・8月分より10万円（5万円）／月に変更されました。

②連続して30%以上減少している場合、支給上限額が上乘せされます。
10万円（5万円）／月→15万円（7.5万円）／月へ変更。

■ 神奈川県・千葉県・埼玉県の支援金について

各自治体の支援金制度についても、対象期間が延長されております。

詳細につきましては、各自治体にお問い合わせ頂くか、担当者までご連絡ください。

（本記事は9月2日時点の発表を元に作成しています。9月以降も継続される場合がございます。）

年末調整の準備を始める時期となりました。昨年の年末調整は電子化や様式変更という大きな変更があり手間取られた方もいらっしゃると思いますが、今年は政府が推し進める「デジタル化」政策に関連する変更点が殆どで、令和2年の年末調整と比較すると大きな変更はありません。主な点をご案内します。

すべての申請書で押印が不要に

令和3年度の税制改正で、税務関係書類における押印義務の見直しが行われ、ほとんど全ての書類で押印が不要となりました。

電子化に伴う税務署への事前告知の廃止

年末調整の電子化を行うためには、事前に所轄税務署に申請書を提出し承認を得る必要がありましたが、令和3年の年末調整からは不要になります。（令和3年から年末調整を電子化する場合のみ対象）



住宅ローン控除申請書が電子化の対象に

年末調整の電子化を行っていても、手書きで書面の提出が必要だった「住宅ローン控除申告書」が電子化の対象となりました。ただし、「住宅ローン控除証明書」は引き続き原本（紙）の提出が必要なので、注意が必要です。

給与計算アウトソーシングのご相談は当法人まで

グループ企業の強みを活かし、弊法人では年末調整業務はもちろん、月次の給与計算の代行も承っております。経験豊富な専門スタッフが業務を行うため、法改正への対応がスムーズ、という安心感はもちろん、給与計算に係る人件費やシステム導入・保守費といったコスト削減というメリットもあります。

給与計算業務に課題をお持ちの先生はぜひお気軽にご相談ください。

日本クレアス税理士法人 <給与計算に関するお問合せはお気軽に>

お問い合わせ先は ☎ 03-3593-3236

✉ info@j-creas.com

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 352号

■発行日：2021年10月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://ca-medical.jp

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート

日本クレアス行政書士法人